

子ども・子育て支援新制度の概要

2013年12月18日

町田市子ども生活部

子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 子ども・子育てを取り巻く環境の現状

【国における主な取組み】

- 平成2年の1.57ショック以来、20余年の施策の蓄積
- 平成15年に公布された少子化社会対策基本法や次世代育成支援対策推進法などを踏まえた各般の施策が進められてきた
- 「子ども・子育て応援プラン」がスタートし、次世代育成支援対策推進法が施行された平成17年度からの10年間は、集中的に施策が展開されてきた。次世代育成支援対策の意義は、「子どもたちの健やかな成長」「社会の成熟と持続可能性」「女性の社会進出」
- 平成19年12月の「子どもと家族を応援する日本重点戦略」では、若い世代の結婚・出産・育児に対する**希望と現実の乖離**を解消するための重点戦略が打ち出された
- 平成22年1月に「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、「子どもが主人公（チルドレン・ファースト）」という考え方のもと、これまでの「**少子化対策**」から「**子ども・子育て支援**」へと視点を移し、社会全体で子育てを支えるとともに、「生活と仕事と子育ての調和」を目指している
- 内閣府の少子化危機突破タスクフォースは、本年5月28日に「少子化危機突破のための緊急対策」を少子化担当大臣に手交し、これまでの「子育て支援」「働き方の改革」に、「結婚・妊娠・出産支援」を加えた3本の矢で推進することを提案
- 安倍首相は、成長戦略の中核に「女性の活躍」を位置づけた

【なお、厳しい子育ての現状】

- これまで少子化の主因であった晩婚化・未婚化に加えて、近年では「夫婦の出生力の低下」という新たな問題が明らかになってきた
- 育児不安、母親に偏った子育て、子育て家庭の孤立、児童虐待の増加
- 女性にとって就労と出産・子育ては**二者択一構造**
→約6割の女性が第一子出産を機に離職（その理由は、長時間労働と職場の両立支援環境の不備と待機児童問題）
- 男性の子育てへの参加が進んできたものの、まだ不十分
- **格差の広がり**（子どもの貧困率 15.7%）
→子どもときの貧困格差は教育・学習その他の機会の格差となり、貧困の連鎖につながる
→本年6月19日に「子どもの貧困対策法」成立
- ひとり親の問題（ひとり親の貧困率 50.8%）
→ひとり親家庭の貧困率は諸外国と比べても高い
→就業率は高い（一般女性 60.2%、ひとり親 80.6%）のに貧困率も高い
- 昨年、全国各地で**いじめ**を巡る問題が相次いで多発し、本年には居所がつかめない子どもが死亡して見つかる事件が相次いで発生するなど、地域では子どもと家庭をめぐる問題が顕在化
→本年6月21日に「いじめ防止対策推進法」成立

(2) 子ども・子育て支援新制度の概要

- 子ども・子育て支援新制度は、町田市が制度を実施し、国・東京都が制度の実施を重層的に支える新しいしくみの構築を目指しています。そのため、①質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供する旧幼保連携型認定こども園を改善する、②認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）を創設する、③利用者支援や一時預かりなど地域子ども・子育て支援を充実する、の3点が位置づけられています。
- 新たな幼保連携型認定こども園は、旧幼保連携型認定こども園を、①認可・指導監督・財政措置の一本化、②学校及び児童福祉施設としての法的位置づけに改善、③幼稚園型・保育所型・地方裁量型の各認定こども園についても、施設体系・認可は現行のまま財政措置の一本化（改善後の幼保連携型認定こども園への移行は手あげ方式）。
- 町田市は、認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認することになり、町田市長は確認の権限を有します。
- これまでの私学助成を通して幼稚園に助成する形態から、制度・財源を一体化し、子どもが学校教育・保育を受けるために必要な費用を個人給付する制度へ改善され、二重行政が解消されます（給付を受け取った利用者が、各施設に支払うことで学校教育・保育を受ける形となるが、給付が確実に学校教育・保育の利用につながるよう、法定代理受領のしくみを導入）。
- 制度ごとに文部科学省・厚生労働省に分かれていた推進体制を内閣府に一元化
- 国に「子ども・子育て会議」を設置（有識者、地方自治体、事業主代表・労働者代表、子育て支援者等が、子ども・子育て支援の政策立案に参画・関与）し、町田市においても子ども・子育て会議を設置
- 消費税率の引き上げによる国・地方の恒久財源の確保

■子ども・子育て支援新制度の施設体系

◆施設型給付

【認定こども園（0～5歳）】

幼保連携型
（国、自治体、学法、社福のみ）

- 認可・指導監督の一本化
- 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

幼稚園型
（国、自治体、学校法人）

保育所型
（設置主体制限なし）

地方裁量型
（設置主体制限なし）

幼稚園
（3～5歳）

保育園
（0～5歳）

※施設型給付の枠をはみ出した部分は、子ども・子育て支援新制度に移行するか否か各園の判断のため。

※私立保育園については、現行どおり町田市が保育園に委託費を支払い、利用者負担の徴収も町田市が行う。

◆地域型保育給付（20人未満の定員）

小規模保育
（6～19人以下）

家庭的保育
（5人以下）

居宅訪問型保育

事業所内保育

保育の量的拡大
・ 待機児童の解消
・ 地域の保育を支援

■保育に関する認可制度の改善等のイメージ

現行	保育園の認可（都道府県認可）	認可と同等の基準を満たす施設	多様な保育（小規模保育、家庭的保育等） （町田市事業）	基準を満たさない施設 （ベビーホテル等）
新制度	保育園の認可等（都道府県認可） ※都道府県は、認可にあたって町田市と協議		多様な保育（小規模保育、家庭的保育等）の認可 町田市認可	×
	施設型給付			

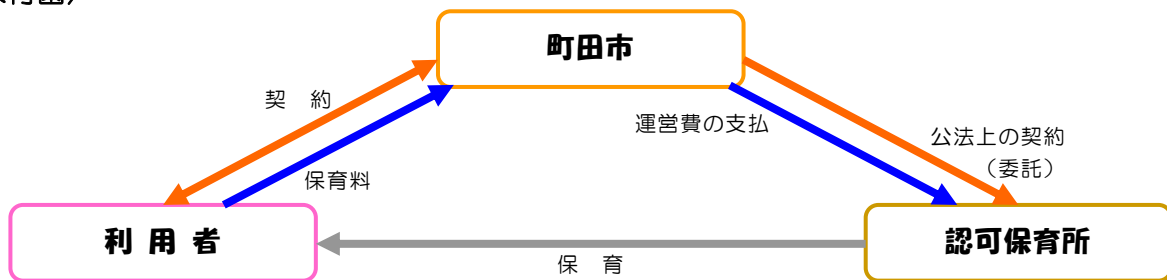
認可を受けた施設、事業は、町田市による定員を定め確認を得た上で対象施設・事業となる（私立保育所は委託費）。認定こども園についても、改善後の保育園に関する認可制度と同様の認定・認可のしくみ。

■利用手続きの改善

- 従来の児童福祉法に基づく「保育に欠ける」→「保育を必要とする」へ変更
- 幼稚園の場合、利用者が区市町村に補助金の申請をし、区市町村から幼稚園就園奨励費が支払われる（市区町村によっては、幼稚園が利用者に代って幼稚園就園奨励費を代理受領し、保育料の軽減を図っているところもある）
- 保護者からの入所申込の後、書類審査等で保育に欠ける状況を確認し、その上で、申込者が定員を超えた場合に選考を行い、保育に欠ける程度に応じて入園を決定するしくみから、保育の必要性の認定を受ければ、供給量が不足している場合を除き、希望する保育所に入所できるしくみへ改善（利用調整がある）

現行制度

〈保育園〉

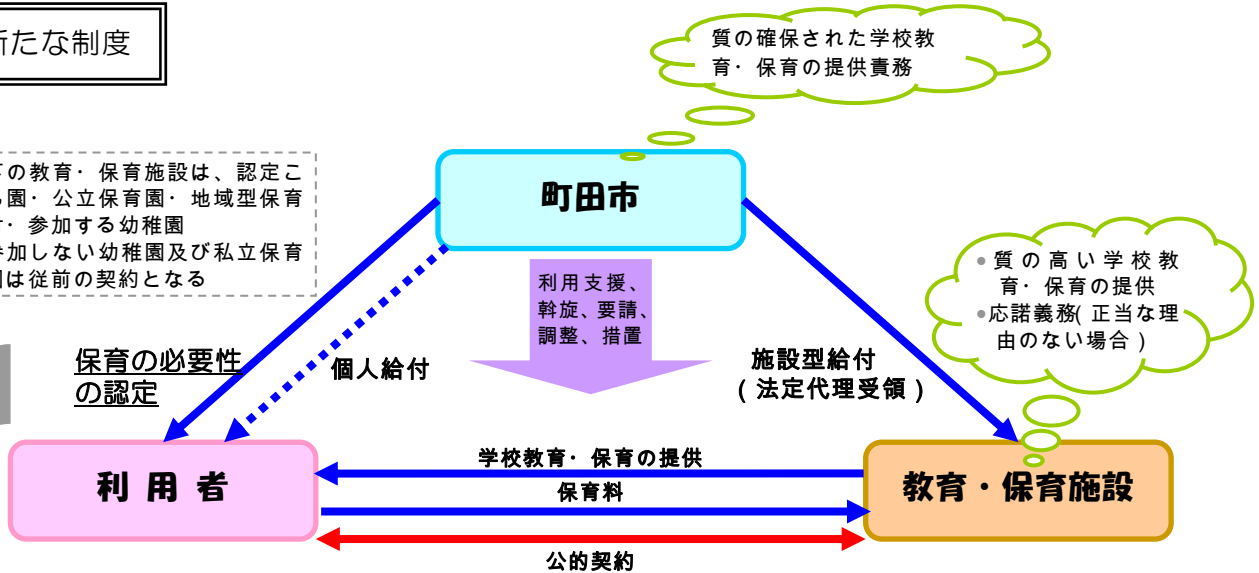


〈幼稚園〉

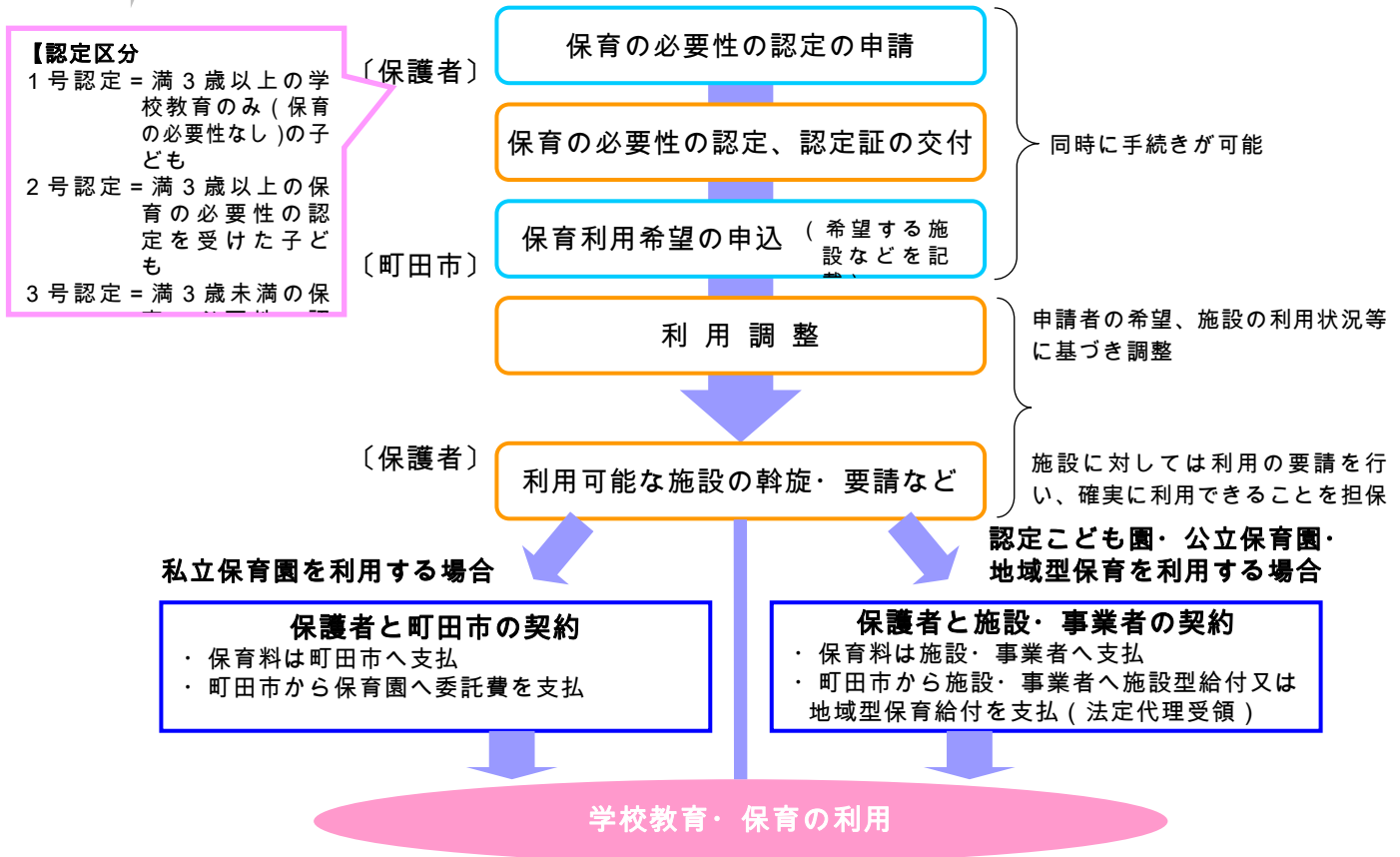


新たな制度

右下の教育・保育施設は、認定こども園・公立保育園・地域型保育給付・参加する幼稚園
 ※参加しない幼稚園及び私立保育園は従前の契約となる



■新制度におけるサービス利用の流れ



【新たな幼保連携型認定こども園】

- 新たな幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として、設置主体は国、町田市、学校法人、社会福祉法人（株式会社等の参入は不可）に限定されます。
- 新たな幼保連携型認定こども園は、①満3歳以上児の受入れを義務づけ（満4歳以上児のみの受け入れも可）、標準的な教育時間の学校教育を提供するとともに、保育を必要とする子どもには、学校教育に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を提供する、②保育を必要とする満3歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を提供する、こととなります。

※「学校教育」とは、現行の学校教育法に位置づけられる小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする教育（幼児期の学校教育）、「保育」とは、児童福祉法に位置づけられる乳幼児を対象とした保育を言う。

※満3歳未満児の受入れは義務づけないが、満3歳未満児の受入れを含め、幼保連携型認定こども園への移行を促進する。

- 新たな幼保連携型認定こども園は、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系における学校、児童福祉施設及び第2種社会福祉事業として位置づけられます。

※幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に小学校就学前の学校教育を行う学校であり、かつ小学校教育との連携・接続が必要であることを明確化。

■新たな幼保連携型認定こども園の概要

【現行制度】

幼稚園の認可		保育園の認可	
	標準時間	長時間	
満3歳以上	学校教育	学校教育	満3歳以上 満3歳未満
満3歳未満	—	—	保育 (児童福祉)
			保育 (児童福祉)

【新制度】

幼保連携型認定こども園の認可

	保育を必要としない	保育を必要とする
満3歳以上	学校教育	保育 (児童福祉)
満3歳未満	—	保育 (児童福祉)

(3) 市町村子ども・子育て支援事業計画

【目的】

① 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供（幼保連携型認定こども園の改善）

認定こども園は、幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設であり、設置手続きの簡素化や、財政支援の充実・強化などによりその普及を進める。

② 保育の量的拡大（待機児童の解消）

地域のニーズを踏まえ、町田市が認定こども園、保育所などを計画的に整備するとともに、少人数の子どもを預かる家庭的保育などの地域型保育事業も組み合わせ、待機児童の解消を計画的に進める。また、家庭的保育などの地域型保育給付を通して、多様な保育の充実と保育受入れ枠の拡充を図る。

③ 地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実

すべての家庭を対象に、利用者支援、地域子育て支援拠点事業など、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実する。

【記載内容】

〈必須記載事項〉

- ① 教育・保育提供区域の設定
- ② 平成27年度～平成31年度における年度ごとの幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ③ 平成27年度～平成31年度における年度ごとの**地域子ども・子育て支援事業**の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ④ 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

〈任意記載事項〉

- ⑤ 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- ⑥ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
- ⑦ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

■地域子ども・子育て支援事業は以下の13事業

- | | |
|------------------------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援（新規） | ⑧一時預かり |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨延長保育事業 |
| ③妊婦健診 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童クラブ |
| ⑤養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業（新規） |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業（新規） |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業 | |

※②～⑩の事業については、児童福祉法等により現在も事業を実施。

※⑪放課後児童クラブについては、児童福祉法改正で、市町村が条例で人員等の基準を定めることとされたところであり、国は条例のための基準等について検討中（社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会）。

※⑫、⑬の事業については、幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえて詳細を検討する。